※　受付番号

様式第２号（R4.2.1）

産業雇用安定助成金　出向実施計画（変更）届(出向先事業主)

　　　　出向の実施につき、次のとおり届けます。

　　　　なお、この計画届による出向の状況の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　事業主　住　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　又は　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入

を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令

第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に申　　　　　　　　　　　請者の氏名等を記載してください。

 労働局長　殿　　　　　　　　　　事業主又は

住　所　〒

（　　　　　　　　公共職業安定所長経由）　　 　(提出代行者・事務代理者)

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士

氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| ①出向先事業所 | (1)雇用保険適用事業所番号 |
| (2)事業所の名称及び所在地等 | (3)主たる事業及び企業規模 | ※労働局処理欄 |
| 名　称所在地　〒事業主氏名（法人である場合は代表者の氏名）電話番号　　　　（　　　　） | 大分類 | 企業規模 | 当該年度における最初の計画届の提出日の前日（ただし、当該年度において前年度に提出した計画届に記載の出向を継続して実施している場合は、前年度の３月３１日）の雇用保険被保険者数 |
|  | 大 ・ 中小 | 人 |
| (4）資本の額又は出資の総額／常時雇用する労働者の数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　／　　　　　　　　　　人 |
| (5) ②(1)の出向元事業所からの出向の受入れ前６か月間の解雇等の有無　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　有　・　無　） | （有の場合その理由） |
| (6) ②(2)の出向期間中における助成金の支給対象となる出向の実施又は本助成金以外の助成金・補助金・委託費等支給の有無（予定を含む）　　　　　　　　　　　（　有　・　無　） | （有の場合その受けている助成金・補助金・委託費等名） |
| (7) 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、実習のため等ではなく、雇用調整を目的して行われるものである。 (　はい　・　いいえ　) | (8)本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うものではない。(　はい　・　いいえ　) |
| (9) 出向元事業主との間の資本的・経済的・組織的関係（　有　・　無　） | （有の場合はその内容） |
| (10) 本出向は、令和３年８月1日以降に開始する出向であり、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向である。（※(7)が「はい」、(9)が「有」の場合のみ記載してください） (　はい　・　いいえ　) |
| ②出向期間等 | (1)出向元事業所の名称及び所在地 | (2) 出向期間（(1)の事業所から受け入れる出向労働者のうち、最も早い出向の開始予定日から最も遅い出向労働者の出向の終了予定日までの期間） | ※出向元事業所を管轄する公共職業安定所 |
| 名　称所在地　〒 | 　年 　　　月　 　　日～　年　　　 月　　　 日 |  |

【記入要領】

様式第２号（裏面）

１　本様式は、出向先事業所の事業主が作成し、出向元事業所の事業主が出向実施計画（変更）届（様式第１号）に添えて提出してください。

２　本様式は出向を受け入れる「出向先事業所」ごとに別葉にして記入してください。

３　①(３)「大分類」欄には、日本標準産業分類により大分類のＡ～Ｔを記入してください。

　　大分類を、【A農業・林業、B漁業、C鉱業・採石業・砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、J金融業・保険業、K不動産業・物品賃貸業、L学術研究・専門･技術サービス業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業、P医療・福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）、T分類不能の産業】のうちから記入してください。

　　①（３）「企業規模」欄には、「大」又は「中小」のどちらかに「○」を付けてください。

４　①(４)欄には、届出の日における、出向先事業所の事業主の「資本の額又は出資の総額」、及び出向先事業所の事業主のすべての事業所で「常時雇用する労働者」（２か月を超えて使用される者（※1）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等（※2）である者の数）をそれぞれ記入して下さい。

※1　「２か月を超えて使用される者」とは、実態として２か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び２か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。

※2　「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に当該企業の通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。

５　①(５)欄には、出向労働者を最初に受け入れる予定の日の前日から起算して６月前の日から届出日までの間に、出向労働者の受入れに際して、自ら雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）した場合は有とし、その理由を記入してください。

６ ①(６)欄には、出向先事業所において、出向の受け入れの際に、当該事業所の被保険者について、本助成金、雇用調整助成金（出向）または通年雇用助成金の支給対象となる出向を行っているか否か、又本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金や委託費等を受けていか否か、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、「有」又は「無」のどちらかに「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（申請する予定の）助成金・補助金・委託費等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙（様式任意）にまとめてください。

７　①(７)欄には、本出向の目的を踏まえて、「はい」又は「いいえ」のどちらかに「○」を付けてください。なお、本助成金は雇用調整を目的としない出向は助成対象となりません。

８　①(９)欄には、出向元事業主と出向先事業主との間に資本金等の関係がある場合には有とし、その内容を記入してください。

９　①(10)欄には、本出向は、令和３年８月1日以降に開始する出向であり、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることについて、「はい」又は「いいえ」のどちらかに「○」を付けてください。（①(７)欄が「はい」かつ①(９)欄が「有」の場合のみ記載してください。）

10　※印欄には記入しないで下さい。

【計画届の提出にあたっての注意事項】

本様式は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」の「計画届に必要な書類」に示す添付書類を用いて次によって、出向先事業所の事業主が作成し、出向元事業所の事業主が提出して下さい。

１　出向元事業主が締結した出向の実施に関する労使協定及び出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約に定めるところによって実施することを予定する出向について提出して下さい。

２　様式第１号②（１）対象期間の初日の前日までに提出して下さい。ただし、天災その他やむを得ない理由によりその日までに届け出ることができないときは、その旨を記した書面を添えて当該理由のやんだ後1か月が経過する日までに提出して下さい。

３　この届出の記載内容に不備がある場合や、必要な添付資料の提出がない又は記載内容に不備がある場合で、管轄労働局長が定める期間内に必要な補正又は提出がなされない場合には、助成金が支給されないことがあります。

４　この届出により届け出た事項のうち出向期間の延長による変更が生じたときは、出向実施計画（変更）届（出向先事業主）（様式第２号）の表題中「変更」の部分を○で囲み、様式第２号別紙（変更が生じる場合）及び添付書類と併せて、変更の生じる日の前日（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月が経過する日）までにその内容を遅滞なく届け出てください（届け出の手続は出向元事業主が行います。）。この届出を怠ると、受給できないことがあります。

５　出向初期経費の申請を予定する場合には、これらに併せて、出向実施計画（変更）届（出向元事業主）様式第２号別紙を提出してください（独立性が認められない事業主間で行う出向の場合、出向初期経費は助成対象となりませんので、作成不要です。）。

６　同一の雇用保険適用事業所につき一の年度に本助成金の支給となる対象労働者500人分が上限となります。

　※　当該年度における最初の出向の計画届の提出日の前日（当該年度において前年度に提出した計画届に記載の出向を継続して実施している場合は前年度の３月31日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合はその人数分（その数が10人未満の場合は10人分）が上限となります。

　※　新型コロナウイルス感染症の影響に係る公益性の高い事業に従事させることを目的とし、大量の被

保険者を出向させる場合の特例に該当する場合は、上記に加えて1,000人分が上限となります。

※　１人当たり、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は12ヶ月（365日）が限

度となります。